

平成21年12月15日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

規 則

- 秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（57・環境あきた創造課）…………… 1

規 則

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月十五日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第五十七号

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県環境影響評価条例施行規則（平成十二年秋田県規則第百六号）の一部を次のように改正する。

別表第四の九の項から十一の項までの規定、十三の項から十五の項までの規定及び十七の項中「第五条第一項又は第七十三条第一項」を「又は第五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号